

所沢市立所沢小学校

いじめ防止基本方針



令和 7 年 2 月 25 日 改訂
所沢市立所沢小学校

所沢市立所沢小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等に関する基本的な考え方 · · · · ·	1
いじめの定義について · · · · ·	1
いじめの理解について · · · · ·	1
1 いじめの防止 · · · · ·	2
2 いじめの早期発見 · · · · ·	3
3 いじめへの対処 · · · · ·	4
4 地域や家庭との連携 · · · · ·	5
5 関係機関との連携 · · · · ·	6
6 重大事態への対処 · · · · ·	6
7 いじめに対する具体的な措置 · · · · ·	7
8 再調査への措置 · · · · ·	9

いじめ防止基本方針

いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。

その実現のためには、学校、保護者及び所沢市がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

また、過去に3年にわたり連續して発生した生徒の命に関わる事案を教訓に、いじめを許さず適切に対応し、全件解消を図る取組を続けていく必要があります。

そこで、所沢小学校では、全教職員の共通理解のもと以下の姿勢・考え方を礎として、すべての児童が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。

いじめの定義について

○いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によるものとします。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法】

いじめの理解について（けんかやふざけ合いの背景）

○いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある

ため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが大切です。

1 いじめの防止 ~いじめを生まない土壌づくり~

○いじめは重大な人権侵害であり、許される行為ではありません。いじめは、どの学校でもどの子にも起こり得る認識に立ち、いじめ未然防止に全力で取り組みます。いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに被害にあった児童に寄り添い守ります。いじめ問題については、全教職員の共通理解のもとあらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組みます。いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携（幼保との連携・小中連携・小小連携）や心の相談員やスクールカウンセラー、教育相談コーディネーターを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童の特性を踏まえた実効性のある取組をします。児童からの相談に対応できる体制整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携を図り必要な支援を行います。「いじめ撲滅強調月間」等を活用し、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」「児童会が中心となつたいじめ防止」への取組などを活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とします。いじめ防止に資するため、「心のエネルギープロジェクト」を推進し、児童の自己肯定感を高めます。

(1)集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。

担任を中心に、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員、養護教諭、他の教職員が連携し、児童に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見・自殺予防を徹底します。

(2)「子どもの人権」の啓発推進

お互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組や研修会の中で、「子どもの人権」について啓発します。

①いじめは重大な人権侵害⇒いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり決して許されないことを理解させます。

②いじめは刑事罰の対象に⇒児童の発達段階に応じ、いじめが刑事罰の対象の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを伝えます。

③いじめの四層構造の理解⇒いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったりする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在します。このような四層構造について児童に説明し、いじめの当事者ではなくても自分達が「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるよう指導します。

④震災等により被災した児童に対して⇒震災等により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が浮けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対してのいじめについて理解させます。

⑤配慮が必要な児童について⇒特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努めます。

(3)道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てます。「彩の国道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用の推進を図ります。

(4)体験教育の充実

児童が他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得できます。福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を教育活動の中に取り入れます。

(5)児童の情報モラルの向上と保護者との連携

情報モラル教育の充実に努め、児童、保護者向けに講習会を開催するなどして、スマートフォン（メール、ライン等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

所沢市教育委員会の、健やか輝き支援室生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、ネットの不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールの情報の提供や、研修会・講習会などの講師をお願いするなど、取り組みの充実を図ります。

一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用するうえでの約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行います。

スマートフォンの購入、使用は各家庭での判断によることから、最近増えているSNS上のトラブルについての指導・対応は家庭の責任で行っていただくこと、トラブルを防止するためには各家庭でルールを決めておくことが重要であること等について学校だより等を使って周知します。特にSNSやオンラインゲームの利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めができるようお伝えしていきます。

2 いじめの早期発見 ~小さな変化に対する敏感な気づき~

(1)定期的ないじめの実態把握と校内における対応

いじめ防止対策推進法の趣旨を全教職員に周知徹底するとともに、認知が確実かつ適切に行われるようになります。全教職員の共通理解のもと年間を通して定期的にいじめに関する調査(年に3回程度)、個人面談、教職員と児童との間で日常行われている日記等を活用するなど、いじめは起こりうるとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握とともに、校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書けない・書かない児童がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。また、相談室の存在を児童・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子どもたちを見守ります。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童の保護者

との連携を十分に図ります。後に児童生徒の状況に改善が見られたとしてもいじめが解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として継続します。

また、保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進め、校外における実態把握にも努めます。

(2) 教職員の指導力の向上（研修の実施）

児童理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応及び保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図ります。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、支援員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラーといった児童に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童と信頼関係を築き、児童を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努めます。

教職員がいじめを発見、または、相談を受けた場合、些細な兆候が見られたりなどの懸念がある場合は、児童からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て報告、相談をします。学校の特定の教職員が、いじめに係わる情報を抱え込み、「学校いじめ問題対策組織」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることを理解します。教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック New I's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、全ての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図るとともに、個々の児童への指導の充実を図ります。

また、所沢中学校区の生徒指導研修会での授業公開、情報交換会を通じて小・中の連携体制を整えていじめへの対応に取り組みます。

(例)好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能ですが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校のいじめ対策組織へ情報共有します。

3 いじめへの対処 ~問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応~

(1) いじめ問題に対応する体制の整備

学校は、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、校内いじめ防止対策組織を設置し、年度当初や学期に1回などの定例の会とともに、必要に応じて会議を行います。構成員は、当該学校の管理職、学級担任、生徒指導主任や教育相談主任、スクールカウンセラーなど複数の教員等によって構成します。校内のいじめ防止対策組織は、企画会議や生徒指導部会等の既存の組織と兼ねず別に設置します。

また、いじめを重大な社会問題と捉え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察関係者など外部の専門家の意見を求め、どんな事案でも、まず、いじめを受けたとする児童生徒に寄り添った対応をします。

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題については、所沢市教育委員会をはじめとした関係機関との連携を進めます。

(2) 教育相談の充実

① 児童が相談しやすい校内体制の工夫

相談週間を設定したり、児童が相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、児童が自身の思いを表現しやすい環境づくりに努めます。

② 多面的な相談体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会（ケース会議）に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

(3) いじめる側の児童への実効性のある指導

① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の働きかけを行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、必要に応じて警察と連携して対応します。

② 保護者と一体となつたいじめ改善

いじめる側の児童に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努めます。「学校いじめ防止基本方針」については、ホームページの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに入学時や各学年、年度初めに、児童、保護者、関係機関等に周知します。

③ 加害者児童に対する成長支援

いじめる側の児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応を行います。

(4) 児童の主体的な活動の推進

児童会において、児童が主体的にいじめについて考え、改善に向けた活動を自ら進められるように指導します。また、児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

(5) いじめの解消について

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とはなりません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただしいじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して、状況を注視していきます。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身

の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ問題対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行します。

※ いじめが「解消している」状況とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察します。

※ 卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにします。(中学校への引継ぎ等。)

※ アンケート調査の保存期間は、指導要録の保存年限と合わせて、少なくとも5年間とします。

4 地域や家庭との連携 ~学校と保護者・地域の一体化~

(1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

自校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となつたいじめ対応の体制を構築します。また、学校応援団（スクールガード、安全安心ボランティア等）と連携した児童の見守りを検討します。

(2) 学校間及び地域との一層の連携

小中連携の視点から、適切な時期に異校種間でいじめに係る情報連携を行います。また、卒業、転出入時における情報連携は、特に丁寧に行います。その際、必要に応じて、地域関係者（民生委員・児童委員、主任児童委員等）との連携も図っていきます。

(3) 保護者の役割

子供にとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場です。また、親が子を生み、育てる場としての機能は家庭教育の原点であり、乳幼児期から情緒を安定させたり、善悪の判断の基礎・家族や他人に対する思いやり・健康や安全のための基本的生活習慣を身につけさせたりすること、さらに自立心を育んでいくこと等は保護者の役割と考えます。

その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされています。

① 規範意識を養うこと

保護者はその保護する児童等に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要があります。

心理的・身体的に苦痛を感じる行為の具体例

- ア 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為
- イ 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる（パシリ）」など強要する行為
- ウ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為
- エ 相手がいないかのようにふるまう無視する行為（しかと）
- オ 人の物を隠したり、勝手に使ったりする行為
- カ SNS やオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

② いじめから保護すること

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合、適切に児童をいじめから保護する必要があります。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等があります。

③ 関係機関と協力すること

いじめの防止等のための対策においては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要があります。そのためには国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切です。

特に子の教育について第一義的責任を有する保護者（家庭）は家庭内だけで悩みを抱え込まず、まずは学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要があります。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【いじめ防止対策推進法】

5 関係機関との連携 ~報告・連絡・相談体制の確立~

(1) 子供関連機関との情報共有

いじめの要因は様々であることから、所沢市立教育センター、こども支援センター、福祉関連機関、児童相談所及び警察等との連携を図り、情報共有を継続的に行い、いじめの早期発見、早期対応、解消、見届けを行います。

関係機関…健やか輝き支援室、教育センター教育相談室、児童相談所、こども家庭センター、所沢警察、県立総合教育センター、ほうかごところ、児童クラブ、生活クラブ、児童館、福祉関連機関、医療機関

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からぬということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断をしないように慎重に対応をしていきます。

(2) 調査の実施

校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。また、所沢市「いじめ対応マニュアル」に沿って対応をします。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

② 調査結果の報告

調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。

(4) その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動搖が広がることがあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もあります。児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

7 いじめに対する具体的な措置

【独自の判断は禁物！！ 素早く対応！！】

※「様子を見よう。」「わるふざけだろう。」「単なるけんかだろう。」という考えはもたない。

- 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- 「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- 「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

1 素早い事実確認

①速やかな報告の徹底

● 担任：現状目撃者等の情報受信者→担任・学年主任→教頭・教務→校長のルートで情報や状況

を直ちに報告する。

●情報受信者を中心¹に直ちに「いじめ発見報告書」を作成し、教頭へ提出する。

●教頭により、第1次緊急対応会議を招集し、報告書の内容を周知する。

②第1次緊急対応会議

【第1次緊急対応会議】当該児童に聞き取りをする前に事実確認を進めるための会議

(1) 構成員

- ・校長
- ・教頭
- ・教務
- ・生徒指導主任
- ・担任
- ・学年主任と学年教員
- ・養護教諭
- ・特別支援教育コーディネーター
- ・教育相談主任

(2) 資料

- ・いじめ発見報告書
- ・被害、加害児童の個人調査票

(3) 会議内容

- ① 事実確認のための必要事項 → 「いじめ対応に係わる確認聞き取り票」を活用
 - ・いじめの状況（日時 場所 人数 様態 等）
 - ・いじめの動機や背景
 - ・時系列での事実の把握
 - ・被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
 - ・本件について家庭が知っていること
 - ・教職員や周辺児童が知っていること
 - ・これまでの問題行動等
- ② 事実確認の計画
 - ・事実確認のための役割分担
 - ・被害児童への聞き取り
 - ・加害児童への聞き取り
 - ・周辺児童への聞き取り
 - ・該当児童保護者への連絡

③事実確認の実施 → 【第1次緊急対応会議における聞き取り票】

(1) 被害児童への聞き取り

- 教職員は、被害者の立場に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、 急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

(2) 加害児童への聞き取り

- いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- いじめと感じていなかつたり、認めようとしなかつたりする場合は、威圧的にならず、 受容的に聞く。
- 「いじめは絶対に許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしない。

(3) 周辺児童への聞き取り

- 事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

(4) 被害者保護者、加害者保護者に対して

- 保護者とは直に会って面談を行う。
- 保護者の立場や心情に十分に考慮し、現状と今後の具体的な対応説明をする。
- 保護者的心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

※ 校長 → 教頭・教務 → 全職員 のルートで確認事実を周知する。

2 組織的対応について

① 第2次緊急対応会議

【第2次緊急対応会議】 具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践
指導方針及び指導体制の決定

- 第1次緊急対応会議のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定
 - ・被害児童、加害児童、周辺児童、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。
- 実際の対応 → 【対応記録票に記録】
 - ①被害者児童への対応班
 - 学年主任 担任 養護教諭 教育相談主任
 - ②加害者児童への対応班
 - 学年 担任 生徒指導主任 (教育相談主任)
 - ③周辺児童への対応班
 - 学年 教務主任 学年部教員
 - ④該当児童保護者への対応班
 - 教頭 学年主任 (担任)



全教職員で分担する。
いじめ解消を確認するまで対応を継続する。

校長	教頭	教頭	主幹	生徒指導主任	学年主任	担当

いじめ発見報告書

No	確認事項	具体的事實
1	発生日時 (確認日時)	令和 年 月 日 ()
2	発生場所 (確認場所)	
3	被害児童	<p>年 組</p> <p>児童氏名 (男・女)</p> <p>【とらえられた被害児童の思いや発言】</p>
4	加害児童	<p>年 組</p> <p>児童氏名 (男・女)</p> <p>集団の場合 (氏名を連記)</p> <p>【とらえられた加害児童の思いや発言】</p>
5	内容・状況 (聞き取り等)	【きっかけ・具体的状況・継続の有無とその長さ 等を含む。】
6	情報受信者	

【第1次緊急対応会議に係わる事実確認票】

いじめ対応に係わる事実確認票

※この聞き取りは、第1次緊急対応会議の事実確認のために作成するものである。

NO	確認項目	具体的な内容
1	いじめの発生日時 (確認日時)	令和 年 月 日 ()
2	いじめ発生の場所 (確認場所)	
3	被害児童	年 組 児童氏名 男・女
4	加害児童 (または集団)	年 組 児童氏名 男・女
5	いじめの動機やきっかけ	
6	具体的な状況	
7	被害児童及び加害児童の家庭環境	(被害者児童) (加害者児童)
8	被害児童及び加害児童の日頃の言動や性格	(被害者児童) (加害者児童)
9	周辺児童からの情報	
10	これまでの問題行動	
11	その他	

【第1次緊急対応会議における聞き取り票】

() 聞き取り記録 NO ()

対応者

具体的な聞き取り記録 月 日 () : ~ :

時 間	具 体 的 な 聴 き 取 り 内 容 の 記 録

【第2次緊急対応会議における対応記録資料】

(

)

対応記録

NO

()

対応者

基本的な対応方針

本事案に基づく具体的な対応方針

具体的な対応記録 月 日 () : ~ :

時 間

具体的な聞き取りや指導内容の記録

()

対応記録

NO ()

具体的な対応記録	月	日 ()	:	~	:
----------	---	-------	---	---	---

時 間	具体的な聞き取りや指導内容の記録
-----	------------------